11　移送に要する費用

あなたを締約国まで移送するために要する費用は、条約及び移送先の締約国の国内法令に基づき、あなた自身が負担しなければならない場合があります。

別記第3号様式中「刑を言い渡された者の移送に関する条約」を「受刑者移送に関する条約」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、国際受刑者移送法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十九号）の施行の日から施行する。

（条約に基づく通知に関する経過措置）

2　この省令の施行前にこの省令による改正前の国際受刑者移送法施行規則（以下「旧規則」という。）第一条に規定する通知を行った者については、この省令による改正後の国際受刑者移送法施行規則（以下「新規則」という。）第一条に規定する通知を行ったものとみなす。

（条約の内容の告知に関する経過措置）

3　この省令の施行前に旧規則第十五条第一項に規定する刑を言い渡された者の移送に関する条約の主な内容に関する告知書により法第二十九条の規定による日本国が締結した刑を言い渡された者の移送及び確定裁判の執行の共助について定める条約の内容の告知を行った者については、新規則第十五条第一項に規定する受刑者移送に関する条約の主な内容に関する告知書により法第二十九条の規定による日本国が締結した刑を言い渡された者の移送及び確定裁判の執行の共助について定める条約の内容の告知を行ったものとみなす。

（様式に関する経過措置）

4　この省令の施行前に旧規則第十五条第一項の規定により作成された別記第3号様式の送出移送同意書は、新規則第十五条第一項の規定により作成された別記第3号様式の送出移送同意書とみなす。

○法務省令第二十二号

戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第十条の三第一項及び第二項（これらの規定を第十二条の二及び第四十八条第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二第三項、第百三十一条及び附則第三条第一項並びに戸籍法及び住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成六年法律第六十七号）附則第四項の規定に基づき、戸籍法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年五月六日

法務大臣　千葉　景子

戸籍法施行規則等の一部を改正する省令

（戸籍法施行規則の一部改正）

第一条　戸籍法施行規則（昭和二十二年司法省令第九十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第四項及び第十条の二第二項中「八十年」を「百五十年」に改める。

第十一条の四に次の一項を加える。

前項に掲げる書面で官庁又は公署の作成したものは、その作成後三月以内のものに限る。

第十一条の五中「それぞれ」を「、除籍謄本等の交付の請求の際に提出した書面の原本の還付については前条の規定を」に改め、同条を第十一条の六とし、第十一条の四の次に次の一条を加える。

第十一条の五　戸籍謄本等（戸籍法第百二十条第一項の書面を含む。）の交付の請求（以下この条において「交付請求」という。）をした者は、当該交付請求の際に提出した書面の原本の還付を請求することができる。ただし、当該交付請求のためにのみ作成された委任状その他の書面については、この限りでない。

前項本文の規定による原本の還付の請求（以下この条において「原本還付請求」という。）をする者は、原本と相違ない旨を記載した謄本を提出しなければならない。

市町村長は、原本還付請求があつた場合には、交付請求に係る審査の完了後、当該原本還付請求に係る書面の原本を還付しなければならない。この場合には、前項の謄本と当該原本還付請求に係る書面の原本を照合し、これらの内容が同一であることを確認した上、同項の謄本に原本還付の旨を記載しなければならない。

前項前段の規定にかかわらず、市町村長は、偽造された書面その他の不正な交付請求のために用いられた疑いがある書面については、これを還付することができない。

第三項の規定による原本の還付は、その請求をした者の申出により、原本を送付する方法によることができる。

第二十一条第三項中「五十年」を「百五十年」に改める。

第五十二条の二中「戸籍法第四十八条第三項において届出の受理又は不受理の証明書の請求並びに届書その他市町村長が受理した書類の閲覧の請求及び当該書類に記載した事項についての証明書の請求」の下に「（以下この条において「証明書等の請求」という。）」を加え、「届出の受理又は不受理の証明書の請求並びに届書その他市町村長の受理した書類の閲覧の請求及び当該書類に記載した事項についての証明書の請求について準用する同法第十条の三第二項」を「証明書等の請求について準用する同法第十条の三第二項」に、「それぞれ」を「、証明書等の請求の際に提出した書面の原本の還付については第十一条の五の規定を」に改める。

第五十三条の四第一項中「第二十七条の二第三項の申出」を「第二十七条の二第三項の規定による申出」に、「これ」を「当該申出」に、「するものとする」を「しなければならない」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「氏名及び住所又は生年月日」を「出頭した者が当該申出をした者であること」に、「申出の」を「規定による申出の」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項の申出は、次の各号に掲げる事項を記載した書面でするものとする。

一　同項の申出をする旨

二　申出の年月日

三　申出をする者の氏名、出生の年月日、住所及び戸籍の表示

四　民法第七百九十七条第一項に規定する縁組における養子となる者の法定代理人又は同法第八百十一条第二項に規定する離縁における養子の法定代理人となるべき者が申出をするときは、その養子となる者又は養子の氏名、出生の年月日、住所及び戸籍の表示

第五十三条の四に次の三項を加える。

第一項の申出は、当該申出をする者が疾病その他やむを得ない事由により自ら出頭することができない場合には、同項の規定にかかわらず、本籍地の市町村長に第二項の書面を送付する方法その他これに準ずる方法によりすることができる。この場合には、第二項に掲げる事項を記載した公正証書（代理人の嘱託により作成されたものを除く。）を提出する方法その他の方法により当該申出をする者が本人であることを明らかにしなければならない。

第一項の申出をした者は、いつでも、当該申出を取り下げることができる。

第一項から第四項までの規定は、前項の規定による申出の取下げについて準用する。

第六十七条に次の一項を加える。

第十一条の五の規定は、届出又は申請の際に添付し、又は提出した書面の原本の還付について準用する。

第八十八条第三項及び第四項中「八十年」を「百五十年」に改める。

（戸籍法附則第三条第一項の戸籍の改製に関する省令の一部改正）

第二条　戸籍法附則第三条第一項の戸籍の改製に関する省令（昭和三十二年法務省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第七条中「八十年」を「百五十年」に改める。

（戸籍法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第三条　戸籍法施行規則の一部を改正する省令（平成六年法務省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第六項中「百年」を「百五十年」に改める。

附　則

この省令は、平成二十二年六月一日から施行する。